



おにぎり通信

2014年2月1日（土曜） 四ツ谷おにぎり仲間

こんにちは！私たちは毎週土曜日に、銀座・日比谷公園、東京駅周辺で生活されている方々を訪問しているボランティアグループです。

2月3日は「節分」です。節分とは文字通り「季節を分ける」日のことで、この場合は、冬から春になるときです。節分では、「福は内、鬼は外」と声を出しながら福豆（炒り大豆）を撒いて、年齢の数だけ（もしくは1つ多く）豆を食べる厄除けを行い、邪気除けの柊 鰯を飾ります。この行事は奈良時代に宮 中で始まり、後に一般化して現在の形になりました。

暦の上では春になったとはいえ、まだまだ寒い日が続きます。皆様、どうかお身体ご自愛ください。



☆<1月20日 福祉行動報告> どなたもお見えになりませんでした。

次の福祉行動：2月3日（月）

朝8時30分までに東京駅丸の内北口の地下・喫煙所脇の車輪のところに集合です。病院に行きたい方や、体を休めたい方と一緒に福祉事務所や聖イグナチオ生活相談室まで、ボランティアが同行いたします。

福祉行動は原則として毎週月曜日に行います。

福祉行動は参加されるそれぞれの方が、ご自身の希望をご自身の言葉でハッキリと伝えることにより成り立ちます。

もより ふくしじむしょ
最寄の福祉事務所ほか

ちゅうおうくふくしじむしょ ちゅうおうくつきじ ちゅうおうくやくしよ かい
中央区福祉事務所…中央区築地 1-1-1 中央区役所4階

ちよだくふくしじむしょ ちよだくくだんみなみ かい
千代田区福祉事務所…千代田区九段南1-2-1 3階

せい せいかつそうだんしつ ちよだくこうじまち せい きょうかいない
聖イグナチオ生活相談室…千代田区麴町6-5-1 聖イグナチオ教会内

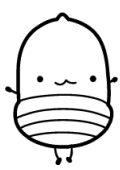
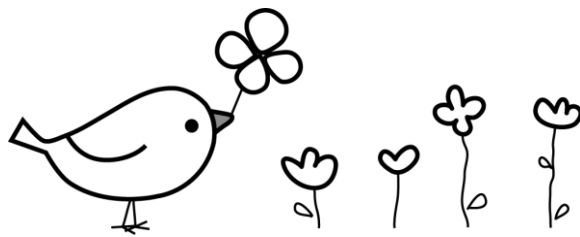
せいかつほ ごげんがく いほう し ばいしょうめいれい おおいたちさい
〈生活保護減額は違法＝市に賠償命令＝大分地裁〉

くるま ほゆう じょうけん しゅうにゅう おお みつ せいかつほ ご げんがく
車を保有する条件として収入を多く見積もられ、生活保護費を減額されたのは
いほう おおいたし だいく だんせい し あいて げんがくぶん いしやりょう けいやく
違法として、大分市の大工の男性(57)が市を相手に、減額分と慰謝料の計約2
40万円の損害賠償を求めた訴訟で、大分地裁の宮武康裁判長は1月27日に、
し ぜんがく しはら めい
市に全額の支払いを命じました。

はんけつ だんせい ねん せいかつほ ご じゅきゅう だいくどうぐ はこ
判決によると、男性は1999年から生活保護を受給しており、大工道具を運ぶ
ために必要だったことから、車の保有を市に申請しました。生活保護は一定額から
ひつよう くるま ほゆう し しんせい せいかつほ ご いっていがく
収入を差し引いた分が支給されるため、市は県の最低賃金に基づいて算出した
しゅうにゅう さひ ぶん しきゅう し けん さいていちんぎん もと さんしゅつ
額以上の収入があることを条件に保有を認めました。
がくいじょう しゅうにゅう じょうけん ほゆう みと

しゅうにゅう ごていか し しゅうにゅう みこ てんしよく すす
収入はその後低下し、市は収入増が見込めないことから転職を勧めました
が、男性は拒否しました。その際、男性は車の保有も続けたいと主張したため、
だんせい きょひ さい だんせい くるま ほゆう つづ しゅちょう
市は最低賃金を基にした額の収入があったとみなした上で、本来支払うべき額より
し さいていちんぎん もと がく しゅうにゅう うえ ほんらいしはら がく
も減額した保護費を支給しました。
げんがく ほごひ しきゅう

みやたけさいばんちょう はんけつ せいかつほ ご もくてき て だんせい どうい
宮武裁判長は判決で「生活保護法の目的に照らすと、男性の同意があったとし
ても、実際には得ていない額を収入額とすることはできない」と指摘しています。
じっさい え がく しゅうにゅうがく してき
資料の残る07年3月から12年1月までの差額約190万円に加え、慰謝料5
しりょう のこ ねん がつ ねん がつ さがくやく まんえん くわ いしやりょう
0万円の支払いも命じました。
まんえん しはら めい



おにぎりを包んでいるラップや読み終わった通信は放置せずに、ゴミ箱に入
れるなどして片付けにご協力をお願いいたします。
おにぎりはかならずその日のうちにお召し上がり下さい。
う と ひとり1こ ねが
受け取るのは、1人1個でお願いいたします。

よつや なかま れんらくさき いわた
四ツ谷おにぎり仲間 連絡先:090-4959-0652(岩田)